

○内閣府令第六十四号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）を実施するため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る<u>契約成立等の報告</u>) 第七十条 認定取消法人等は、取消し等の日から一月以内に法第五 条第二十号に規定する定款の定めに従い、財産の贈与に係る書面 による契約が成立したとき(当該財産を公益信託の信託財産とする 場合にあつては、当該財産を当該公益信託の信託財産とするこ ととなつたとき)は、取消し等の日から三月以内に、様式第十三 号による報告書を行政庁に提出しなければならない。 〔2・3 略〕	(公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る<u>契約成立の報告</u>) 第七十条 認定取消法人等は、取消し等の日から一月以内に法第五 条第二十号に規定する定款の定めに従い、財産の贈与に係る書面 による契約が成立したときは、取消し等の日から三月以内に、様 式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。 〔2・3 同上〕

年 月 日

監

法人の名称
清算人の氏名

残余財産引渡見込届出書

年 月 日付けで解散した(法人の名称)について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第23条第1項の期間が経過したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第2項の規定により、残余財産の引渡しの見込みについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資産の状況及び回収の見込み
- 2 債務の状況(基金の返還に係るものを含む)
- 3 残余財産の見込み額
- 4 残余財産の引渡しを受ける法人若しくは公益信託の受益者又は国若しくは地方公共団体

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格JIS4番とすること。
- 2 残余財産の引渡しの見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書により届け出ること。ただし、変更箇所の変更前及び変更後の記載の違いを明らかにすること。

年 月 日

監

法人の名称
清算人の氏名

残余財産引渡見込届出書

年 月 日付けで解散した(法人の名称)について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第23条第1項の期間が経過したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第2項の規定により、残余財産の引渡しの見込みについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資産の状況及び回収の見込み
- 2 債務の状況(基金の返還に係るものを含む)
- 3 残余財産の見込み額
- 4 残余財産の引渡しを受ける法人又は国若しくは地方公共団体

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格JIS4番とすること。
- 2 残余財産の引渡しの見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書により届け出ること。ただし、変更箇所の変更前及び変更後の記載の違いを明らかにすること。

年 月 日

殿

法人の名称
代表者の氏名

贈与契約成立等報告書

公益目的取得財産残額について、下記のとおり贈与契約が成立し、又は公益信託の信託財産とすることとなったので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第70条第1項により、報告します。

記

- 1 取消し等の日
- 2 <贈与契約の場合>
- 名称
- 代表者
- 住所
- 連絡先
- <公益信託の信託財産とする場合>
- 公益信託の名称
- 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 連絡先
- 3 贈与等をした公益目的取得財産残額に相当する財産の額
- 4 履行方法
- 5 履行期日
- （備考）
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

殿

法人の名称
代表者の氏名

贈与契約成立等報告書

公益目的取得財産残額について、下記のとおり贈与契約が成立したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第70条第1項により、報告します。

記

- 1 取消し等の日
- 2 贈与契約の相手方
- 名称
- 代表者
- 住所
- 連絡先
- 3 贈与した公益目的取得財産残額に相当する財産の額
- 4 履行方法
- 5 履行期日
- （備考）
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。